

宝農第 1 3 2 2 号
令和 7 年 2 月 3 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宝塚市長 山崎 晴恵

市町村名 (市町村コード)	宝塚市 (214)	
地域名 (地域内農業集落名)	波豆	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月21日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【集落の基礎データ】

人口：90 65歳以上：52 集落内世帯数：36 農地所有者総数：29（うち集落内24） 経営体（世帯＋法人）総数：28（うち集落内22） 法人経営体：2（うち集落内0） 専業経営体：5（うち集落内3） 経営体平均年齢（個人は世帯内の主な従事者、法人は代表者）：62歳 60歳以下経営体：10 50歳以下経営体：6 経営面積拡大を検討している経営体：0 後継者がいる経営体：3 子供やその他親族が後継者になる可能性がある経営体（後継者がいる経営体を含む）：7 生産販売品目：水稻、ぶどう、ナス、いちご、トマト、その他多品目

まず前提として、波豆集落を含む西谷地区は、その全域が市街化調整区域であり、且つ大半の農地が農業振興地域内の農用地区域である。そして農用地区域内の農地については原則として転用ができないため、それらは農地として保全、活用できなくなれば耕作放棄地にしかならない。よってこの地域が将来にわたって存続し得るケースは、①それらの地区域指定が解除された上でインフラとライフラインが再整備され、農地が適宜転用されて有効な開発が行われるか、②地区域指定が残り、現存する農地を農地として活用し続ける、の2パターンであると考えられる。そして現実的には②への対応策を考えなければならないわけだが、耕作をしなくなった農地は耕作放棄地となり、それが増えれば人間が居住できる地域として成立しなくなる。宅地が荒れ果てた耕作放棄地に隣接していたり、取り囲まれていたりするような環境では居住地として選ばれないので、そうなってしまえば地域内人口の減少は加速度を増す。状況は予断を許さないところまで来ていると感じるが、一方で、大都市に隣接した中山間地という地理的条件のこの地域で将来にわたって一定の人口密度が維持され、現存する農地が農地として活用される里山的な地域としていわゆる多面的機能を果たし、地域内外の人が安心して来訪、通過できる地域であり続けることが、国土の保全という社会的役割を担うことになるとするならば、地元への愛着や不動産の資産価値保全といった個人的な事情を除いても、それに取り組むことは意義のある事であると言える。

現状、波豆集落だけでなく西谷地区全体を見てみても、多数を占める水稻中心の兼業農家のみならず、地域内では大規模と認識されているような他者の農地も借り受けて耕作面積を拡大している水稻中心の専業農家や、蔬菜・果樹中心の専業農家においてさえも、様々な環境要因もあり、農業から得られる粗利は決して高くないかマイナス

となっているケースも多いと容易に推察される。そのような状況の中であっても農業が行われている主な理由は、農地所有者としての責任感や義務感、あるいは趣味的な楽しみ、もしくは惰性など、経済性以外のものである場合が多い。これらは農業を行う理由として真に肯定されるべきものも多いが、とは言え経済性を伴わない農業は、結局のところ後継者との間に上記の責任感のような情緒的価値観を共有できずに、あるいは共有できたとしても後継者を取り巻く環境がそれを許さず、世襲、あるいは第三者への継承も困難となり、耕作者のリタイアや相続が発生したタイミングで耕作放棄地が発生する可能性が高くなる。要するに、主に農業から得られる粗利や自家消費分の家計に対する寄与度の低下や、体力的な過酷さ等に起因する農業離れが、当地域のような農村地域からの人口流出を起こし、その人口減少が当該地域のインフラの削減、縮小を生み、生活の利便性低下、居住地としての魅力の低下などと相互に作用する負のスパイラルを発生させている。

また、農業を事業として行うにあたっての地形的特性から考えると、典型的な中山間地である当地域においては、単純に担い手に農地を集積しても、大規模かつ効率的な農業経営を行うという面では平地農業と比して経営的に不利と言わざるを得ず、経営を成立させるためには比較的高度な栽培技術、マーケティング力、人材マネジメント力、資本力、資金力が必要になる。実際、中山間地に限らず、経営体における単純な生産面積規模の拡大、あるいは集落等による安易な集团的営農スキームの導入といったものは、特に収益性や人材確保の面などで経営を存続させるにあたってのリスクが大きいことは、国内の他地域の事例からも自明である。集落や地域で唯一あるいは極少数の経営体への面的集積は農地保全の責任とリスクをそれらの経営者や責任者に集中させ、負担感が大きくなりすぎたり、また、農地を貸し出した地主らにとっても責任から解放されたような感覚から、農地保全への係わりが希薄になる恐れもある。また、それらの経営体が破綻、あるいは後継者がいない等で消滅した場合には、農地を引き継ぐ第三者が現れなければ一時に大面積の耕作放棄地が発生することになり、それは地域の農地保全にとってリカバリーできないダメージともなり得るため、特に条件不利地に該当する当地域での極端に少数の経営体への農地集積は、完全に否定されるものではない一方、慎重にはなるべきであると考える。 とは言え、当地域、当集落内の農家の年齢や家族構成、後継者の有無から考えても、近い将来において、農家世帯数および農業従事者数ともに急激に減少する可能性は極めて高い。それでもその中で農地を維持しつづけるとすれば、できるだけ複数の経営体を確保し、かつ各経営体それぞれが真に期待する以上の粗利や、世代を超えても、あるいは不特定多数の他人とも比較的共有しやすい価値を生み出している状態を作る必要があり、これができるれば当地域における農地保全の持続性と安定性は高くなるが難易度は非常に高い。

なお現在、当集落の農地では施設栽培を取り入れた蔬菜、果樹農家が5軒あるため、面積当たりの農業生産額は他地域と比しても低くはないと思われるが、であるからと言ってそれらの農家が今後の離農者の農地を引き受けるという見込みは全くなく、また、水稻など土地利用型農業で規模拡大を図る担い手農家もおらず、既に述べたよう

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地保全とそれによる住環境の確保という最低限の目標に絞れば、除草と給排水設備等の保全を継続しつつ、景觀作物など生産コストの低い作物をで栽培するといったことも選択肢としては存在するが、これでは収益がマイナスにしかならず、少なからず掛かる労力とマイナスの収益を補い得る何らかの価値などが無いと一般化は難しい。また、恒久的な個別所得補償で小規模兼業農家の農業離れを食い止めることも、依然として政策の選択肢としては存在するようだが、これは財政的にも導入が難しそうであり、また余程社会情勢が変化しない限り、あるいは余程充実した内容でない限り、仮に導入されたところで大きな効果は期待できない。集落営農組織についても、まず立ち上げにあたって中心人物がいることが当然に必要であり、また設立後も必要十分な収益を生み出せなければ後継者は現れにくく、無理に導入しても多少の延命のみに終わる可能性が高い。

以上のようなことを考慮しつつ、近い将来において、耕作者が急激に減少する可能性が極めて高い中で長く農地を守り続けるには、難易度云々はさておき、集落内外の経営力のある専業農家、農業法人の出現を積極的に待ち、それらに農地を集積していくことが必要と思われる。現行の公の交付金をみても、一定以上の規模と経営効率を持った経営体で初めて生きてくる性質のものが多く、将来的にもその傾向が変わらないとすれば、よりプロフェッショナルな経営体が主流になっていく可能性が高い。

なお担い手となる経営体は恒常的に適度に複数確保することが好ましく、また、農地を集積した経営体が将来において消滅した場合まで想定して、経営体や地域、集落自身だけではなく、農地バンク、行政やJAなどによっても、農地引き受けの余力やニーズのある、地域内外の経営体の常時の把握とストックが行われるなど具体的に有効性のある取組みがあればなお良い。なお、当地域は中山間という生産面での条件不利地ではあるが、大消費地近郊という販売面での有利性はあるため、農業経営体にとって魅力もある地域であると考える。

よって、当面の取り組みとして当計画の中で集落内の農地所有者、農業従事者がやるべきことは、①自らのリタイアが迫ってきた状態あるいは既に離農している状態で、且つ後継者が不在であれば、農地バンクを利用して第三者に農地を貸し出す。その際は、長く安定的に農地を利用できそうな経営体、できれば後継者が既にいるか、あるいは将来的に後継者が現れやすそうな経営体を可能な範囲で指定する。②農地を託せる集落内外の経営体の発見と誘致を常に意識しておく。③良い借り手が現れやすいように農地、水路、畦畔などを適切に維持する、といったところだろう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域は大字波豆を基本とするが、他地区の農業者が面的に耕作している農地については本計画区域外とする。農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地引き受けの余力があり、それを希望する経営体に、随時集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
集落全体の農地を一括して農地バンクに預けることについては、スキーム詳細の確認、先行事例の調査を進めたうえで、集落にとって有効な手段であると判断できれば集落内での合意形成をはかる。その段階に至るまでは、適宜、個別農地ごとの利用となる。
(3) 基盤整備事業への取組方針
十分な担い手や土地利用型集落営農組織が存在しない中での農地の大区画化は、費用対効果が期待できないため、今のところ検討できない。ただ、大区画化することによって、将来において農地の借り手が現れる可能性が高まるという点では検討の余地はある。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
現実的に、集落の取り組みとして集落外から新たな経営体を誘致するといったことは、皆が常に意識しておくといった事以上は、マンパワー的に作業として難しい。行政やJAと連携し、取りこぼしの無いように、また同時に、不適切な経営体が紛れ込まないように、誠意をもって丁寧に対応していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAのオペレーター部会や作業受託組織もケースバイケースで活用していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①対策資材の設置時のみならず、特に将来にわたっての保守に大きな労力を要す